

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、前回(257号)に引き続き介護保険制度について説明いたします。今回は、40歳になると介護保険料の負担が始まる理由、介護保険法の目的と歴史及び従来の老人福祉法・老人医療保健法と現在の介護保険法との違いを説明いたしました。

今回は、介護保険制度をもう少し深く掘り下げてみたいと思います。

1. 介護保険制度を支える運営費の仕組み

従来の老人福祉法及び老人医療保健法と現在の介護保険法との大きく異なる点としては、制度を支える運営費の仕組みにあります。老人福祉法及び老人医療保健法は税金を財源にして国が支援する「公助」でしたが、現在の介護保険法は40歳以上から保険料を徴収して公的社会保障とする「共助」となっています。

また、**利用者から見た従来の老人保健制度と現在の介護保険制度の違い**については、下記のとおりです。

○従来の老人保健制度

- ・行政窓口申請し、市町村がサービス決定
- ・医療と福祉に別々に申し込みが必要
- ・市町村や公的な団体(社会福祉協議会など)中心のサービスの提供
- ・中高所得者にとって利用負担が重く、利用しにくい

○介護保険制度

- ・利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで利用できる
- ・介護サービスの利用計画(ケアプラン)を作って、医療・福祉のサービスを総合的に利用
- ・民間企業、農協、生協、NPOなど多様な事業者によるサービスの提供
- ・所得にかかわらず、1割の利用者負担
(法改正により、2015年に一定以上所得者は利用負担2割に、2017年には高所得者の利用者負担を3割に)

2. 2021年の介護保険法改正について

2021年に施行された直近の介護保険法では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」として、様々な対策推進・強化が行われました。**改定されたポイントは、地域で高齢者を支えていくことに重点を置いた、次の4つです。**

1. 地域包括支援センターの役割強化

現在、地域包括支援センターは、高齢者や障がい者の介護や医療、保険、福祉に関する相談窓口として大切な役割を担っています。2021年の介護保険法改定では、属性や世代を問わず、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を実施できる新たな事業を創設することとなりました。

例えば、要介護の高齢者の方を抱える家庭において、育児や生活困窮などの問題が同時に生じてしまうケースがあります。従来は、介護と育児と生活困窮は全て異なる窓口となっており、連携も手続きも困難でした。こういった問題が複合化した場合でも、地域包括支援センターが役割の幅を広げ、総合窓口として地域住民をサポートしていくことができる仕組みが推進されました。

2. 認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

2025年までに、認知症サポーターを中心とした地域支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備した市町村数100%を目指すとされています。そのほか、地域における認知症の方への支援体制整備、認知症の方と地域住民の方の地域社会における共生なども認知症施策として挙げられました。

また、介護基盤を整備するために、地域の人口構造の調査や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握と市町村間の情報連携を強化し、適切な介護

施設の体制を整えていくことが推進されました。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

市町村の努力義務として、医療・介護利用者の情報をデータ化し、医療機関や介護サービスを利用する際に活用していくことを推進しています。共有されたデータ情報から、利用者の状況をより深く理解し、医療・介護の両領域において、ニーズに合わせたサービス提供を行うことが狙いです。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

今後、人材不足が深刻化する上で、人材確保や介護業務の効率化を図ることが重要となってきます。人材不足の解消策として、有料老人ホーム設置などに関する届出事項の簡素化や、介護福祉士養成施設の卒業生の国家試験義務付けの経過措置、令和8年卒業者（改定前は令和3年卒業者）に延長することが決められました。

3. 介護保険法の今後について

団塊の世代が全て75歳以上になり、それ以降、医療費・介護費の膨張圧力が一層増す分岐点の年と言われる「**2025年問題**」。更に、2025～2040年の15年間に於いて、現役人口（20～64歳）が約1,000万人減少するとされている「**2040年問題**」があります。**介護を必要とする人口が増加する一方、介護保険制度を支える被保険者の負担が大きくなると予想されるため、介護保険法も今後を見据えた対策・改革が課題です。**

○介護保険法の改定における今後の課題として、主に以下のような点が挙げられます。

- ・高齢化社会への対応
- ・介護従事者の人材確保と労働環境の改善
- ・財政の持続
- ・地域との連携強化
- ・介護予防の推進
- ・介護サービスの品質向上

このように、**介護サービスを利用する高齢者のためだけでなく、それを支える介護従事者のための環境改善や地域と密着したサポート体制、財源確保などが、改革の鍵を握ることになりそうです。**



「手形と小切手の廃止」



企業間の決済手段として広く利用されてきた手形と小切手が廃止されます。

全国銀行協会は、手形や小切手の決済システムである「電子交換所」の運用を令和7年度末で終了することを決めました。明治時代から続いてきた手形制度は事実上、全廃になります。

このシステムは、3年前に紙の手形や小切手を交換する「交換所」が廃止されたことを受けて導入され、手形などの画像データを元に決済していました。

今後は、債権の記録や送金をネットワーク上で行う「電子債権ネットワーク」の利用を呼び掛けています。

7月の税務と労務

- ・国税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- ・国税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付 7月10日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- ・国税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- ・国税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- ・国税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- ・労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日

8月の税務と労務

- ・国税／7月分源泉所得税の納付 8月12日
- ・国税／6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 9月1日
- ・国税／12月決算法人の中間申告 9月1日
- ・国税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月1日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日
- ・地方税／個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- ・地方税／個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日